

令和 8 年第 2 回定例会議案説明資料

議案第 83 号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

………… P 3

【議案第 83 号】

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

議案書 P78

1 改正の趣旨

空調改修工事に伴い、令和 8 年 2 月 1 日から休止している千葉市轟公民館について、工事完了に伴い供用を再開するため、条例改正を行うもの。

2 改正の概要

令和 8 年 9 月 1 日から千葉市轟公民館の供用を再開するため、附則第 3 項を削る。

3 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日

新旧対照表(千葉市公民館設置管理条例の一部改正について)

改正前	改正後
附 則 3 当分の間、別表第1に規定する千葉市轟公民館は、 <u>休止する。</u>	附 則 [削る]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。